

本則の表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百五十円」を「十万四千五百七十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万七千三百十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千二百九十円」を「五万二千四百八十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千五百二十円」に改める。

附則

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
2 この告示による改正後の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十七号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五百三十三号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

本則の表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百五十円」を「十万四千五百七十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万七千三百十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千二百九十円」を「五万二千四百八十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千五百二十円」に改める。

附則

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
2 この告示による改正後の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第一号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十八条第七項第二号の規定に基づき、昭和四十七年建設省告示第一号（公有地の拡大の推進に関する法律第十八条第六項第二号に規定する主務大臣の指定する金融機関を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

本則中「第十八条第六項第二号」を「第十八条第七項第二号」に改め、第三号中「及び農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう）」に改める。

附則

この告示は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第二号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第三条第五項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更し、平成二十八年四月一日から適用することとしたので、同条第七項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗
国土交通大臣 石井 啓一

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（平成二十六年総務省告示第一号）の一部を次のように変更する。
三（五）中「附則第二条第一号」を「附則第二条第一項」に、「路線については」を「路線については」に、「留意する」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社の路線については新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針（平成二十七年国土交通省告示第千二百七十二号）に、それぞれ留意する」に改める。

○法務省告示第百七十号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第五十一条第二項第四号に規定する医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として定めるものを告示する件（平成二十年法務省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

法務大臣 岩城 光英

第二の一「覚せい剤事犯者処遇プログラム」を「薬物再乱用防止プログラム」に改め、同二を次のように改める。
二 改善の対象となる特定の犯罪的傾向 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）以下「薬物法」という。第二条第一項に規定する規制薬物等（以下「規制薬物等」という。）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。第二条第十五項に規定する指定薬物（以下「指定薬物」という。）に対する依存があることにより、薬物法第二条第二項に規定する罪又は医薬品医療機器等法第八十四条第二十六号（所持又は使用に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為を反復する傾向
第二の三中「覚せい剤の」を「規制薬物等及び指定薬物の」に、「覚せい剤依存」を「薬物依存」に、「覚せい剤を再び」を「規制薬物等及び指定薬物を再び」に、「覚せい剤を乱用」を「薬物を乱用」に改める。

第四の二中「第百七十七条の二の二第一号」を「第百七十七条の二の二第三号」に改める。

○法務省告示第百七十一号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十五条の三第一項第二号に規定する法務大臣が定める基準は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであることとし、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から適用することとしたので告示する。

平成二十八年三月三十一日

法務大臣 岩城 光英

一 規制薬物等（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第二条第一項に規定する規制薬物等をいう。）に対する依存の改善に資する専門的な知見に基づき、継続的に実施される援助であること。
二 援助を行う者及びその対象となる者が同一の場所において対話により意思疎通を図る方法を用いた援助であること。
三 保護観察所が行う指導監督の効果を妨げるおそれがないと認められる援助であること。

○農林水産省 告示第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年十二月農林水産省 通商産業省 告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 森山 裕
経済産業大臣 林 幹雄
環境大臣 大塚 珠代

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物の項中「二〇〇分の九七」を「二〇〇分の九六」に改め、同表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の項中「二〇〇分の八五」を「二〇〇分の八六」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項中「二〇〇分の九〇」を「二〇〇分の九二」に改め、同表規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「二〇〇分の九七」を「二〇〇分の九九」に改める。

財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第四号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年十二月大蔵省、厚生省、告示第八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

表中

一六、四九〇
一五、三〇〇
一四、四〇〇
三、四九二
三〇、五〇〇
七五、五三七

を

一六、三二〇
一五、四八〇
一四、七二〇
三、五六四
三〇、六〇〇
七六、二三〇

に改める。

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 森山 裕
経済産業大臣 林 幹雄
環境大臣 大塚 珠代

財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

表規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「二〇〇分の八九・三三」を「二〇〇分の八九・一一」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「二〇〇分の九三・八二」を「二〇〇分の九四・一三」に改める。

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 森山 裕
経済産業大臣 林 幹雄
環境大臣 大塚 珠代

財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第六号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 森山 裕
経済産業大臣 林 幹雄
環境大臣 大塚 珠代

表中

一〇〇分の五六・〇九
一〇〇分の一六・三七
一〇〇分の二四・二〇
一〇〇分の一・四四
一〇〇分の一・五二
一〇〇分の〇・三八
一〇〇分の一・九八
一〇〇分の一七・五八
一〇〇分の二六・九一
一〇〇分の〇・一五
一〇〇分の〇・四六
一〇〇分の六・〇四
一〇〇分の一・二・五八
一〇〇分の七九・四六
一〇〇分の〇・二四
一〇〇分の一・二六
一〇〇分の〇・四二
一〇〇分の三八・一五
一〇〇分の五・八九
一〇〇分の三・六一

を

一〇〇分の五七・九一
一〇〇分の一三・〇三
一〇〇分の二五・九八
一〇〇分の一・二四
一〇〇分の一・五三
一〇〇分の〇・三一
一〇〇分の三・三四
一〇〇分の一・七三
一〇〇分の一八・三八
一〇〇分の二六・一九
一〇〇分の〇・二五
一〇〇分の〇・一一
一〇〇分の五・九九
一〇〇分の一三・〇一
一〇〇分の八〇・〇五
一〇〇分の〇・二七
一〇〇分の〇・五八
一〇〇分の〇・一〇
一〇〇分の三九・四三
一〇〇分の五・四七
一〇〇分の二・八四

に改める。